

正 誤

令和五年八月一日（号外第百六十一号）公布国土交通省令第六十一号（道路運送法施行規則等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

九ページ二行目の次に次を加える。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

令和五年九月一日（号外第百八十三号）国土交通省告示第九百三十五号（平成十六年国土交通省告示第百七十二号の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三四ページ下段二三行目「次のように改正する。」は「次のように定める。」の誤り。

同月（同号外）国土交通省告示第九百三十六号（宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三五ページ上段一行目「改正前欄」は「改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄」の誤り。

同ページ上段改正後欄五行目（略）は「自然災害その他の事情により、第二の二に規定する講習実施計画書に基づく講習の実施が困難と認められる場合には、第一及び第二の規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。」の誤り。

同ページ上段改正前欄二行目（略）は「自然災害その他の事情により、第三の二に規定する講習実施計画書に基づく講習の実施が困難と認められる場合には、第一から第三までの規定にかかわらず、国土交通大臣が認める方法により実施することができる。」の誤り。